

居宅介護支援重要事項説明書

厚生労働省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業所の居宅介護支援の提供に関し、お客様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人磐田市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒438-0077 磐田市国府台57番地7
代表者（職名・氏名）	会長 竹森公彦
設立年月日	平成17年4月1日
電話番号	0538-37-4824

2 事業所の概要

事業所の名称	磐田市社協ケアサービス
事業所の所在地	〒438-0086 磐田市見付3070番地1
電話・FAX番号	電話 0538-35-3971 FAX 0538-21-2922
介護保険事業所番号	2276700016
指定年月日	平成17年4月1日
通常の事業の実施地域	磐田市内全域

(2) 職員の概要

- ・管理者 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援専門員の提供にあたるものとする。
- ・介護支援専門員 1人以上配置
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。
- ・事務職員 社会福祉士、社会福祉主事等若干名
必要な事務を行う。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までは除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで

※当事業所の営業時間は上記の通りです。ただし、下記の電話番号に連絡いただくことで24時間を通じた連絡体制を確保しています。

携帯電話番号 **090-7430-5879**

3 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容、 方 法 等
要介護認定等の申請代行 (契約書第 4 条参照)	要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定、要支援認定、要支援更新認定及びサービス種類の変更を含めた認定に係る申請について、お客様の希望や意思を確認したうえで、申請の代行等の援助をします。
居宅サービス計画の作成 (契約書第 5,6,7 条参照)	介護支援専門員は、お客様の依頼により、本人の心身の状況や置かれている環境などに配慮し、お客様の意思及び家族等に基づく居宅サービス計画の作成に努めるとともに、お客様がそれにより適切な居宅サービスを円滑に提供されるよう誠実かつ公正中立の立場に立った計画作成の業務を行います。利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。
居宅サービス計画作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等) (契約書第 8 条参照)	居宅サービス計画作成後においても、計画の実施状況の把握に努めるとともに、お客様が居宅サービス計画の変更を希望する場合や当事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、お客様と事業所双方の合意により速やかな居宅サービス計画の変更を行います。
サービス事業者等との連絡調整 (契約書第 5,8 条参照)	居宅サービス計画の作成及び居宅サービス計画の変更等の際に、サービス事業者や介護保険施設、医療機関等との継続的かつ密接な連絡調整を行います。
介護保険施設への紹介 (契約書第 8 条参照)	お客様自身が居宅における日常生活が困難になったと認める場合や介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等の便宜を提供します。
その他	善良な管理者としての注意を払い、法令を遵守します。

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項 目	内 容 な ど
サービス提供困難時の対応	当事業所の居宅介護支援事業の実施地域を勘案し、適切な居宅介護支援を提供することが困難な場合は、他の居宅介護支援事業者を紹介する等の措置を講じます。
サービスの質の向上のための方策	介護支援専門員の資質向上を図るため、定期的に研修の機会を設けます。
介護支援専門員を変更する場合の対応	介護支援専門員を変更する場合には、お客様の状況や意向に配慮するものとします。
プライバシーの遵守 (契約書第11条参照)	正当な理由がない限り、業務上知り得たお客様及びその家族のプライバシー等を漏らすことがないよう必要な措置を講じ、お客様等の個人情報を用いる場合は同意を得ます。
事故発生時の対応	居宅介護支援の提供中に事故が発生した場合は速やかに市町村、家族に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとします。 損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
その他	苦情の申し立てや相談に対しては、迅速に対応します。

4 利用料金

(1) 利用料金について

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、原則として自己負担はありません。

ただし、お客様の被保険者証に支払い方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき下記の金額をいただきます。この場合、当事業所よりサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、保険者の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

居宅介護支援費 I

居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数が45件未満〉	要介護1・2	11,088円
	要介護3・4・5	14,406円
居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数が45件以上60件未満〉	要介護1・2	5,554円
	要介護3・4・5	7,187円
居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数が60件以上〉	要介護1・2	3,328円
	要介護3・4・5	4,308円

居宅介護支援費 I *ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数が 50 件未満〉	要介護 1・2	11,088円
	要介護 3・4・5	14,406円
居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数が 50 件以上 60 件未満〉	要介護 1・2	5,380円
	要介護 3・4・5	6,973円
居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数が 60 件以上〉	要介護 1・2	3,226円
	要介護 3・4・5	4,186円

当事業所の算定する主な加算

特定事業所加算Ⅱ 〈421 単位／月〉	<ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員を 1 人以上配置 ・上記以外に介護支援専門員を 3 人以上配置 ・介護支援専門員の計画的な研修を実施 ・介護支援専門員の法定研修の実習受入 ・毎週の会議開催、記録の保存 ・24 時間の相談体制の確保 ・地域包括支援センターと連携しながら困難な事例の居宅介護支援を提供 ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加 ・他法人の指定居宅介護支援事業と共同で事例検討会、研修会等の開催 ・特定事業所集中減算の適用なし ・ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対象者への支援に関する知識に関する事例検討会、研修等に参加 等
特定事業所医療介護連携加算 〈125 単位／月〉	前々年度の 3 月～2 月までの間において、ターミナルマネジメント加算を 15 回以上算定していること。

※その他の加算：初回加算、退院・退所加算、入院時連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）、ターミナルケア加算等。担当件数超過による減算、運営基準減算等があります。

(2) 交通費について

サービスを提供する通常の実施地域（磐田）にお住まいの方	無 料
-----------------------------	-----

上記以外にお住まいの方	介護支援専門員がお客様のお宅を訪問するための交通費実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合は1km当たり37円を徴収します。
-------------	--

(3) 支払方法

お客様が当事業所に料金を支払う場合は、月毎の精算となります。毎月15日までに前月分の請求をしますので、7日以内にお支払いください。

お支払い方法は、銀行振込、銀行等口座引落、現金払の3通りの中から、契約の際に決定します。

<p>ア. 指定口座への振込 浜松磐田信用金庫 国府台支店 普通預金 5026829 社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会 介護保険事業 会長 竹森公彦</p> <p>イ. 金融機関口座からの自動引落 ご利用できる金融機関：磐田市内の金融機関、郵便局、J A</p>
--

5 サービスの利用方法について

(1) サービスの利用開始

居宅介護支援のサービスを希望する方は、当事業所に電話などでお申し込み下さい。当事業所の介護支援専門員がお伺いします。

居宅介護支援に係る重要事項説明書等の説明を受け、同意をいただくとともに、契約を締結した後、居宅介護支援のサービス提供を開始します。

(2) サービスの終了について

- ・お客さまのご都合でサービスを終了する場合

文書にてお申し出下されば、いつでも解約できます。ただし、次の場合には、解約料をいただきます。

ア. 契約後、居宅サービス計画作成段階途中で、お客様の申し出により解約した場合	契約時の利用料
イ. その他解約により当事業所に不測の損害を生じさせた場合	アに準じた解約料をいただきます。

市町村への居宅サービス計画の届出終了後に解約した場合、解約料はかかりません。

この他、当事業所は、お客様がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足など、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただきます場合があります。この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書で利用者に通知するとともに、他の居宅介護支援事業者に関する情報をお客様に提供いたします。
- ・自動終了の場合
次の場合には、自動的にサービスを終了します。
ア お客様が介護保険施設に入院又は入所した場合
イ お客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
ウ お客様が亡くなった場合

6 虐待防止について

当事業所では利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知します。
- ・事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ・職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ・上記を適切に実施するための担当者を設置します。

7 苦情窓口

当事業所の居宅介護支援及び当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど苦情やご相談は次の窓口に連絡ください。

- 苦情相談担当 管理者 山下 典子
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
- 連絡先 (0538) 35-3971

当事業所窓口以外でもご相談や苦情などについては下記の窓口でも受けられます。

磐田市役所 健康福祉部 高齢者支援課事業給付グループ	所在地 磐田市国府台 57 番地 7 (i プラザ) 受付時間 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 電話番号 (0538) 37-4869
国民健康保険 団体連合会	所在地 静岡市駿河区春日 2 丁目 4 番 34 号 受付時間 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 電話番号 (054) 253-5590

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 磐田市国府台57番地7
名称 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会
会長 竹森 公彦

説明者 _____ 印

(お客様)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 磐田市 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

